

崇徳院信仰史稿（二）

原 水 民 樹

京都市左京区にある聖護院の院家積善院準提堂の境内に、一体の地蔵菩薩が安置されている。名付けて人喰地蔵という。

衆生済度の大悲を有する地蔵菩薩と、それに背反する人喰なる語の取り合わせは奇異であり、いかにもいわくありげではある。もとは、崇徳院地蔵といつたものが、転訛して人喰地蔵になつたと伝える。「ストクイン」から「ヒトクイ」への転訛が音韻的にありえるものかどうか私には分からぬが、死後怨霊化したとされる崇徳院であれば、そうした転訛もありそうなことと納得されもする。上掲の地蔵菩薩の造立年代は定かではないが、書陵部蔵『禪林寺届書土岐出羽守届書其他共』中に「崇徳院田之図」なる一葉があり、それには、道をはさんで、北東に「ヒトクイ地蔵」南西に「字ヒトクヒ田」と記されている。また、『元禄覚書』に「愛宕郡聖護院村領之内ニアフタシトクイト云字ノ田地有、此所御廟跡ト云伝フ、『山城名勝志』（巻第十三）崇徳院御影堂の項に「旧地在鴨川東聖護院森西北車道南也土人ヒトクイト云崇徳院ヲ唱へ誤ニヤ」（『山城名跡巡行志』第二にも同趣の記載がある）などと

見えるから、こうした転訛・付会は比較的古くから行われていたことが分かる。

崇徳院は、その死から十三年を経た安元三年（一一七七）に追号され、続いて寿永三年（一一八四）に神と祭られた。にもかかわらず、近世に至つてなお、彼は人喰の連想をもつて捉えられ続けたのである。同様な事情で神と祭られた菅原道真が、怨瞋の属性を消し去り、利益神ひいては学問の神として善神化を遂げたのに対し、崇徳院はついに祟り神の域を脱することはなかつたといえる。『雨月物語』の「白峯」を持ち出すまでもなく、近世においてなお彼は祟りなす神として認識され続けたのである（もつとも、御靈或いは後鳥羽院の例などを考え合わせれば、道真の場合がむしろ特異というべきかもしれない）。『百人一首』に採られた「瀬をはやみ岩にせかる、滝川の」の名高い詠にしても、その恋情を、帝位への執着さらには都への思慕に読み変えるとき、その激情の故にかの怨念がたやすくはとろかしえないものだつたとの思いを抱く。

小稿は、始発期より十四世紀末あたりまでを対象に、崇徳院信仰の歴史を展望しようとするものである。平安末・鎌倉初期の社会・世情を論じる際、崇徳院靈の問題を避けて通ることはできない。また、『保元物語』の形成や構想を論じる場合にも、この観点を取り入れることは矢代和夫氏⁽¹⁾以来、伝統となつた觀がある。こうした理由から、崇徳院靈に言及した論文は多数にのぼる。⁽²⁾

また、崇徳院の靈威及び彼に係わる社寺の沿革をまとめたものとしては、滝沢馬琴の「椿説弓張月拾遺篇附言」（文化七年へ一八一〇八月）や平田篤胤の『玉櫻總論追加』（文政二年へ一八一九八月）などが簡略ながら早いものだろう。この他、断片的ながら近世以降の多くの地誌にも触れるところがあり、とりわけ、大正年間成立の『京都坊目誌』は相当数の史資料を掲出している。近代以降の本格的な研究では、崇徳院を祭る栗田宮の創建を論じた村田正志氏⁽³⁾の成果があり、その沿革についても既に西田直二郎氏や藤井貞文氏⁽⁴⁾の的確な展望がある。要するに、崇徳院靈の研究は、ある特定の時期及びある分野においては、既に相当の蓄積を持つ。従つて、小稿の場合も、時期によつては（特に追号から崇徳院廟創建まで）周知の史料ばかりを利用することとなり、結果的に先学の指摘と重なる部分も多いかと思う。ただ、小稿においては、客観的な事実や行事等を辿ることによって崇徳院信仰の経緯をあとづけることを考えているので、史資料の取扱いに、多少とも異なつた面が出るのではないかと思う。

一 崇徳院廟造営に至る経緯

まず、最初に崇徳院廟造営に至る経緯を通覧する。これについての研究は蓄積がもつとも厚く、新史料を紹介することは叶わないが、私なりの理解を記すものである。

崇徳院の慰靈が初めて具体的な形となつて現れるのは、安元三年七月二十九日のことである。この日、それまでの讚岐院との呼称を改めて、崇徳院との号が贈られた。また、頼長の贈官位も併せ行われた。ここに至る経緯については、既にいくつかの論考があるので再説はしない。ともかくも、この時点を境に、崇徳院は頼長とともに、世に祟りなす怨靈として公的に認識されたのである。これら追号・贈官位の行事は、左大臣経宗が、後白河院の意向を受けて進めたものである。上卿は、家成の男で成親の兄でもあつた中宮大夫隆季、使者は少納言藤原惟基、宣命・詔書・位記は大内記業実の草になる。崇徳なる謚号は『通典』より、永範が選んだ（『玉葉』二十九・三十日条）。これは、外記らが提出した勘文に「崇道天皇之例」が多く掲げられていたとの『愚昧記』（五月十七日条）の記事からも推察されるよう、崇道天皇を意識した謚号である。崇道天皇（早良親王）は桓武帝の弟で、謀反の嫌疑を受けて自死し後に怨靈化したとされる。崇徳との贈号には、桓武朝を震撼させた崇道天皇の像が重ねられていたことになら。この追号について九条兼実は、「我朝、太上天皇贈号未聞」と難色を示し、なお改めたければ「土御門院」とでもすべきかと考えた（『玉葉』一十九日条）。兼実の考えた「土御

「門院」なる院号は、往時の主要な里内裏であつた土御門烏丸殿によるものと判断される。生前の主要な居所をもつて天皇の号とする伝統的な慣例に従うことを主張した兼実は、崇徳院を特別視することを警戒していたようだ。

翌月の八月二十二日には、崇徳院の御願寺である成勝寺において初めて四日御八講が修せられ、これ以後、年中行事に組み込まれることとなる。この御八講について、兼実は、二十六日が崇徳院の忌日であるのに、その前日の二十五日に結願になるのは「甚以不当」と述べている（『玉葉』二十五日条）。この見解は大方のものでもあつたようで、後には二十三日始行、二十六日結願と日程が改められている（『師光年中行事』など）。

この時期、前大相国忠雅、左大臣經宗、中宮大夫隆季らは、崇徳院のために国忌・山陵を置くべきことを発企していた。先例には崇道天皇の場合が引勘されたが、これについても兼実は異を唱える。すなわち、国忌・山陵の制定は、生前は皇太子であつた崇道にとつて「榮曜」であつても、既に「太上天皇」であつた崇徳にとつてはなんら「尊崇」の意味を持たないというのである（『玉葉』二十八日条）。

何度か触れたように、崇徳院鎮魂の先例・規範とされたのは崇道天皇である。しかし、先例としては不適の由を兼実がことあるごとに主張しているように、彼は生前は皇太子早良親王であり、死後に崇道天皇と贈号されたのである。この点、生前既に「太上天皇」だつた崇徳とは状況が異なるわけで、

この観点に立てば、むしろ、先例としては、藤原仲麻呂の乱で帝位を逐われ、淡路に配された淳仁天皇の事例が参看されるべきであつたろうが、崇徳院怨靈への激しいおびえが、やはり史上すさまじい靈威を見せた崇道を想起させたものと思われる。

安元三年の最初の鎮魂行事の後も、世上の治まる気配のなかつたことは歴史の示すところであり、更なる慰靈が急かれることとなる。寿永二年（一一八三）八月、後白河院は成勝寺の一隅に神祠を建てる 것을思이立ち（『玉葉』十五日条）、左少弁光長に命じて計画を進めさせた。途中、占いの結果が「太不快」とでたため、これを中止し、改葬の検討がなされたこともあつたが（『玉葉』閏十月一日及び十二月二十六日条）、結局は、保元の戦場跡に神祠を造営することに正式決定し、その年も押し迫つた十二月二十九日に造営の事始めがなされた。当初の計画では、翌三年一月十三日上棟、十七日遷宮ということだった（『吉記』十二月二十九日条）が、予定は大幅に遅れた。

神祠造営については、異論もあつた。兼実は飽くまで仏教的な供養を本義とし、崇徳院を神化させるべきではないと考えていた（『玉葉』二年閏十月一日条）。その論拠を彼は述べていないが、後白河院と手を結び、崇徳院・頼長を逐い落とした忠通を父に持つ兼実としては、崇徳院・頼長を神化させることは、父忠通の行為を否定することになると考えたのかかもしれない。神祠を建てるのは望みではない、讃州の墓所の

辺に一堂を建て、仏事を修すべしとの、崇徳院の靈託があつたと、行隆が兼実に告げている（『玉葉』三年正月五日条）のは、兼実の心情を忖度しての行隆の阿附だろう。ともかく、崇徳院・頼長の神化に保元の乱の勝者たちの懺悔心が嗅ぎとられるとすれば、それに難色を示す立場も当然あつたわけである。

以後の経過だが、寿永三年四月に至つても、「每事未定」とあり、御正体に何を用いるかなどが議論された。また、社司の他に僧官を補すことなどが定められた。社司については「ト部輩等所望」が多数あつた（『吉記』四月一日条）。遷宮の際の院司上卿は最初民部卿成範と決定していたが、彼が散位の上、何よりも「保元合戦讐敵信西入道子」であることに強い批判があり、皇后宮大夫実房に改められた（『吉記』四月九日条）。

かくして、四月十五日、ようやく遷宮に漕ぎ着ける。院司は権大納言兼雅、奉行は範季、社司には神祇大副ト部兼友が補された（『吉記』該日条）。この日、崇徳院廟には兼雅が、頼長廟には範季が勅使として立ち、宣命を読みかけた。告文の制作は、式部大輔俊経である（『師守記』暦応三年へ一三四〇、三月五日条）。遷宮に至る一連の行事は、ひとえに「（後白河）院御沙汰」として進められた。⁽⁵⁾次いで、四月二十六日には、崇徳院奉祝を報告する使者が、白河（崇徳の曾祖父）・鳥羽（崇徳の父）・待賢門（崇徳の母）各院の三陵に派遣された（『吉記』該日条）。

さて、この崇徳院廟だが、それが建てられた地は、「春日河原」の「保元合戦之時、彼御所跡」（『吉記』寿永三年四月十五日条）であつたという。保元の戦場となつた地については、『兵範記』に「白川前斎院御所」「白川殿」「白川御所等（略）斎院御所并院北殿也」などの名が見え、半井本『保元物語』に「白河殿」「白川北殿」「斎院ノ御所」「大炊殿」などと見える。これら諸殿の位置関係がいま一つ定かでないのだが、新古典大系の脚注には、「大炊殿」は「白河北殿に同じ」であり、「白川殿」は「北殿、泉殿等を包括する総称表現か」とある。いずれにせよ、「白河北殿」が主戦場となつたことは間違いないようだ。該御所の位置を、半井本は、賀茂川原の東で、南は大炊御門大路に、北は春日小路に面していたとする。また、その沿革については、元永元年（一一一八）氣比宮の神主が造進し、天養元年（一一四四）に一度焼失したが、その年中に再建され、保元の乱まで存在していたことが杉山信三氏により明らかにされている。結局、該御所はこの乱に焼き討ちされ、隣の前斎院御所と共に焼失した（『兵範記』保元元年七月十一日条）。その後、跡地には、鳥羽院が生前に造立していた三尺弥陀を安置する阿弥陀堂が、清盛の所課により建立された。以後、追善のために仏像が寄進され総数千体に及ぶに至つて、白河千体新阿弥陀堂と称され、供養がなされた（『山槐記』保元四年二月十三日条）。これによれば、寿永三年の神祠造立の時点で戦場跡には既に白河千体新阿弥陀堂が存在していたことになる。では神祠はどこに建てられたのだろう。詳細は

分からぬが、『師守記』（暦応三年へ一三四〇・三月五日条）には、「春日北、川原東、御倉西」とあるから、春日小路に北面していた白河北殿の位置より北方に建てられたと考えられる。天理大学附属天理図書館蔵『栗田宮文書』中には「栗田宮御敷地境内事」として「東限女院高岸西限河原南限大炊御門大路之通北限中御門大路之通者也此内籬垣分方三十六丈御廟宮之南有阿弥陀堂」とその社域を示す寿永三年四月十五日付の院宣の写しが収められている。恐らく偽文書ではあろうが、応永三十三年（一四二六）七月七日付「栗田宮神領所々目録」や、嘉吉元年（一四五二）十一月日付「栗田宮々地四至目録」にも同じ記述がみられるから、後世、栗田宮がこの区域を社地として主張し続けていたことが分かる。東西限については定かでないが、北限中御門大路南限大炊御門大路とする南北の区域は丁度創建時の神祠と新阿弥陀堂を含む地域に合致しようから、その位置は、後代においても大きく変わらなかつたものと察せられる。北に神殿、南に阿弥陀堂を配する構造形態は、創建当時の形姿を伝えたものかもしれない。なお、創建された神祠の構造については、既に村田氏が指摘されるように、『師守記』（前掲日条）に説明が見られる。それによれば、普通の社の形態を持ち、一郭内に両廟（西大院—崇徳廟、東小院—頼長廟）を配し、檜皮葺で、外郭は築垣に門を構え、鳥居はなかつた。

分からぬが、『師守記』（暦応三年へ一三四〇・三月五日条）

二 崇徳院御影堂・光堂

如上、崇徳院廟については、史料が比較的残っているため、その造営の経緯はかなり明らかである。ところで、この崇徳院廟とは別に、『愚管抄』には、「新院ノ御ヲモイ人ノ烏丸殿トテアリシ、イマダイキタリケレバ、ソレモ御影堂トテ綾小路河原ナル家ニツクリテ、シルシドモ有リトテヤウ／＼ノサタドモアリキ。」と見えている。これによると、戦場跡への公的な靈廟造立の一方で、私的な形として、崇徳院の「御ヲモイ人ノ烏丸殿」なる女性が、「綾小路河原ナル家」に御影を安置し、院の菩提を弔つていたことが知られる。遙か後年の編纂物であるが、『華頂要略』卷第八十三（附属諸寺社 京洛外之部）中の記述がこれに係わる。該書「栗田宮 崇徳院御影堂」の項に

在愛宕郡栗田郷

本尊阿弥陀脇士毘沙門地蔵不動馬頭

長寛二年甲申八月廿六日廢帝崩於讃岐国

治承四年庚子建立本願阿波内侍号烏丸局法名佛種
知足院入道公種女大納言局法名崇徳
觀如佛種ノ姪也兩人也始東山雙林寺邊構草庵半丈八阿弥陀造立
帝御在位奉公之人也奉懸御影圖畫其後為後白河院御願寺治承四年四月十五日右大將頼朝為造営御堂建立安置件阿弥陀並御影等念佛三昧先院御菩提訪申（中略）文治元年己巳八月廿六日御國忌始被備御供

承久元年己卯五月一日始常燈

承元々年丁卯正月十七日夜燒失同十八日未火消始作事造立于時檢校其後數十年ヲ經テ坊舍荒廢零落云々應永八辛巳年頃

定行事良觀當寺移住坊舍起立千時檢校
尊道親王

元弘三年癸酉十二月廿三日以大法師良信補崇德院御影堂禪

衆職千時檢校青蓮院
別當法印權大僧都

當御影堂檢校職

開祖 佛種尼

當代攝別庵号光明院 御影堂置六禪衆

一一一 年八月九日遷化

第二 観如尼

一一一 年五月九日遷化

第三 慈圓大僧正

此後代々青蓮院門首為當院檢校以遠江國勝田庄
為檢校職分御知行被付青蓮院門跡云々（下略）

（京都府立総合資料館蔵本による）

と、その由来・沿革が記される。これに従うなら、『愚管抄』
にいう「烏丸殿」とは、知足院入道公種について疑問がある。『尊卑
侍、法名仮種といい、姪の觀如（大納言局）と共に「東山雙
林寺辺」に草庵を構え、半丈六阿弥陀像と崇徳院の御影を掲
げてかの菩提を修したのが始まりで、慈円以降、「青蓮院門首」
によつて管理されることになつたという。

上掲縁起に記される「烏丸局」及び「大納言局」の名は、

御影堂関係の他の史料類にも見いだされる。それは、例え
ば、崇徳院御影堂領但馬国片野庄に関して、忠深なる僧が「烏
丸局以来之相伝請」を帶していることを記した文書（『門葉記』
卷第一百四十七 雜決補四 正中三年 へ一三三二六／一月二一十七

日付文書⁽⁸⁾、慈円が栗田宮御影堂の「調度文書等」を「尼大納
言局」から譲られたことを記す文書（『華頂要略』卷第五十五
上 御門領 貞應元年 へ一二二二／六月付文書）などである。
これら文書にいう「烏丸局」「尼大納言局」を、各々、崇徳院
御影堂開祖の烏丸局（阿波内侍・法名仮種）及び、第二代檢
校の大納言局（觀如）に同定することが許されるなら、上掲
の御影堂縁起の信憑性が裏付けられることとなる。

しかし、この縁起には信を置けない点もある。まず、「烏丸
局」の父とされる知足院入道公種について疑問がある。『尊卑
分脈』『系図纂要』には「公種」なる人物が数人掲出されてい
るもの、年代的に適合する者は見当たらない（知足院との
号のみに注目した場合も同様）。少なくとも、通行の系図類に
依る限り、該当する人物はいないようである。更なる不信は、
後年の治承四年（一一八〇）四月十五日、頼朝が御堂を建立
し烏丸局の護持していた阿弥陀像と御影を安置したとの記述
である。治承四年の時点では、頼朝はいまだ伊豆における一
介の流人に過ぎない。この年の五月に以仁王事件があり、頼
朝は八月に決起している。こうした歴史事実を見る限り、治
承四年四月に頼朝が崇徳院供養のために京都に御堂を建立す
ることなどありえないと思う。

要するに、『華頂要略』の記す御影堂の縁起からは、虚実な
いませの様相が浮かび上がる。これら錯綜する諸事象を矛盾
なく統一・把握する方法を知らないが、『愚管抄』の記すよ
うに、国家行事とは別に、崇徳院近侍の女房達（烏丸殿など）

の手によつて御影堂が開かれ、ささやかに菩提が弔われており、それが崇徳院廟造営の頃より公的化したと考へてよいのではないか。その御影堂を青蓮院の管理下に置かれていた御影堂の前身と断定してよいかどうかは、上掲の『華頂要略』所載「粟田宮 崇徳院御影堂」の項の記述を信じるか否かにかゝつてゐる。

この他、崇徳院にかかる堂宇・寺院としてその名が見られるものに、光堂と俗称された光明院がある。該寺は、近世期、崇徳院御影を伝え、忌日の八月二十六日に法会を修していた。同じく『華頂要略』卷第八十三（附属諸寺社 京洛外之部）の伝えるところによれば、それは「祇園林之西南」に位置し、御影堂と同じく仏種尼（烏丸局）の開基になり、その後、禪海なる人物が、瑞光に導かれてこの地に崇徳院靈の出現を見、密教寺院を開いたとする。しかし、仏種尼⁽¹⁰⁾の開基とする点などは信用できないだろう。ただ、西田氏により、六波羅蜜寺所蔵の永正七年（一五一〇）の『勧進状』にも『華頂要略』の記載とほぼ同趣の縁起が載ることが報告されている。その縁起（实物未見。西田氏の翻刻本文による）の記すところによれば、禪海が、亀山院に奏上し、光明寺院の号さらに新醍醐寺の号を賜つた（ただし、ここには光堂との通称は見えない）。その後は建武・永享に回祿、応仁の乱後は破損進み小堂に転じたといふ。

大体、光明院・光堂といった寺号は珍しいものではない。例えば、十一世紀末頃に前安房守源親元が「東山幽閑之地」

に建てた堂は「光堂」という名で知られていたし（『後拾遺往生伝』）、法性寺辺には光明院と称される堂があつた（『玉葉』文治元年へ一八五〇十月二十六日・建久四年へ一九三〇十一月八日条、『華頂要略』門主伝補遺など）。また、青蓮院の熾盛光堂も光堂と略称されている（『華頂要略』卷第六門主御伝第十一 正應二年へ一八九〇正月五日条、卷第八門主御伝第十七 文和二年へ一三五三〇四月十一日条など）。従つて、文書・記録中に「光堂」「光明院」という名が見いだされたとしても、それがここにいう崇徳院にかかる寺院であるかどうかの判定が困難な場合が多い⁽¹¹⁾。

崇徳院との関係で捉えられる光堂の例は、先に示した『華頂要略』卷第五十五上所収貞應元年（一二二二）六月付文書に「粟田宮御影堂、号光堂歟」と見えるのが古いところだが、「号光堂歟」の部分は後の注記と思われるから、年代を定める根拠にはならないだろう。結局、かなり時代は下るが、管見の限りでは、元亨三年（一二二三）成立の『清水靈験記』中に「京ノ東山光堂_{讀岐院御影堂}」「光明院ノ僧所_{光堂事}」と見えるのが確実なものだろう。これによれば、崇徳院御影堂、光堂、光明院すべて同一所を指し、それが東山清水寺の近隣にあつたことが知られる。後に、応仁の乱で多くの社寺・邸第が鳥有に帰したが、それらを列記した『応仁記』には「粟田口ニハ善勝寺（略）光堂、朱德院、雲孤寺」と見えている。

以上、崇徳院廟、崇徳院御影堂、光堂の由来等について見てきた。不明の多い中、特に気になるのは、これら三者の関

係及び所在地である。『清水靈験記』によつて、十四世紀初期には、光堂（光明院）と称される崇徳院御影堂が、清水寺の近隣にあつたことが知られる。六波羅蜜寺所蔵の『勸進状』に記す、龜山院の頃開基されたという光明院はこれを指すのだろうか。その場合、烏丸殿が綾小路河原に建立したと、御影堂（『愚管抄』）とは、どう係わるのだろう。今のところ不明というほかない。

問題を一層複雑にしているのが、兵衛佐局尼が當む崇徳院法華堂に、源頼朝が、備中國妹尾郷を寄進したとする『吾妻鏡』（文治元年へ一一八五）四月二十九日・五月一日条）の記事である。これはその前年備前国福岡庄を充てていたのを、この度、妹尾郷に取り替えたものである。とすれば、『吾妻鏡』にいう崇徳院法華堂は寿永三年（崇徳院廟造立の年）には既に存在しており、しかもその經營には崇徳院の寵人、兵衛佐が係わっていたことが知られる。ここにいう崇徳院法華堂が先に掲げた崇徳院関係の社寺とどう係わるのかもまた不明である。宮島新一氏¹⁴は、この法華堂を烏丸殿の開基した御影堂に比定されるが、その場合、烏丸殿と兵衛佐は同一人物でなければならない。同一人物説は古典文学大系『愚管抄』（巻第五 補注二〇八）の説くところでもある。同一人物と考えれば、御影堂の由来に比較的すつきりした説明がつくけれど、そうなると、烏丸殿を知足院入道公種の女とする『華頂要略』の所伝と矛盾を生じる。兵衛佐は法勝寺執行信縁の女（源行宗の養女）だからである。この点、確実な徵証が発見されて

いない現在、不明とするほかない。
いずれにせよ、史資料類には、崇徳院の菩提を修する複数の堂宇の名が見られ、それらの関係が定かでないというのが現状である（同一物か別の物かとの問題も含めて）。

三 廟から宮へ

寿永三年の廟建立によつて、崇徳院靈慰撫は一応の達成を見た。文治元年（一一八五）二月二十八日平氏追討の祈りの一環として、該廟に対しても、奉幣が行われている（『師守記』貞和三年へ一三四七）十二月十七日条）。翌二年、源頼朝は、崇徳院の御願寺である成勝寺の破損が進んでいることを憂え、朝廷にその修造を奏進する。「被修復當寺」者。定為天下静謐之御祈歟」（『吾妻鏡』六月二十九日条）というのがその理由である。

一時は落ちついたかに見える慰靈への動きが再び活発になるのは建久二年（一一九一）に入つてからである。この頃より、後白河院は病に苦しみ始める。腹病。腫に悩まされた彼は、崇徳院並びに安徳帝崩御の地に一堂を建て、両人の菩提及び「亡命之士卒滅罪之勝因」に資すべきを命じた（『玉葉』閏十二月十四日条）。ここに至り、崇徳院頼長の怨靈に加えて、平氏一門と共に壇浦に没した安徳帝の靈も意識されてくるのだが、小稿では、崇徳院に係わる事柄のみを追う。同月二十二日の僉議では、讃岐国の「崇徳院御陵辺」に一堂を建て、仏を置くべきことを衆議一決したが、既に讃岐では仏寺

を建て、田園を寄せてはいるとの情報もあるので、その真偽を確認し、安置されている仏像の種類、寺領の子細を確かめるべきことが沙汰された。更に、国忌・山陵を置くべきかの議が再燃したが、兼実は、前言通り、既に「廟基」を建て、神明に擬した上は今更無用と主張した。諸卿、基本的にこれを諒承したが、先例を調べることとなつた。また、官幣をたるべきか、たてるならば朝廷・院いずれの沙汰とすべきか、などが論議され、これも先例を検討することで落ちついた。

二十四日に至り、奉幣は朝廷の沙汰とすべきことが決まったが、頼長をも対象に加えるべきか否か、奉幣使の資格、山陵使をたてるべきか、たてるとすればいずれの陵へか、といった件が論議された。結局、既に讃岐に寺院（御影堂）があることが確認されたようで、二十八日には讃岐の御影堂領に官符を給う宣下がなされた。また、崇徳院廟に官幣をたてるべき由を報告するため、安樂寿院にある鳥羽院の墓に山陵使がたつた。そして、翌二十九日、廟に奉幣がなされた。上卿は権大納言隆忠、使は宰相中将公時であつた（以上『玉葉』）。

しかし、そうした鎮魂行事も効なく、後白河院は翌三年三月に死没する。この年の十一月十六日には初めて宮祭が挙行されている（『師光年中行事』）。清科重宗が、祭使にたち、廟前に宣命を読みかけた。宣命の内容は、元暦の廟宇建立以降、戦乱が絶え、世情が沈静したことを謝し、今後は所在地の名（山城国愛宕郡下粟田郷）をとつて、「粟田宮」と号すること、及び崇徳院の忌日である八月二十六日をもつて今年以降永代

に祭祀を行うことを報告し、もつて神靈の一層の「冥應」を祈願するものだつた（『師守記』暦応三年へ三四〇〇・三月五日条）。怨敵後白河院の落命をもつて、崇徳院靈は所期の報復を完結させたとは思われたが、院の生前の誓いが「可滅亡天下之趣」（『吉記』壽永二年へ一八三・七月十六日条）であったため、なおも拭いきれない不安がこうした祭事に結びついた。挙行者の本音を言えば、崇徳院に対しもはや復讐が完結したことの同意を求め、以降は、永代祭祀と引き換えに鎮護神への変貌を祈願するものだつたといえる。事実、この年以降粟田宮祭は年中行事に組み込まれる。もつとも、翌四年からの祭事は、宣命で述べた八月二十六日ではなく、「八月中酉」に挙行されるようになる（『師光年中行事』、『皇代記』など）。変更の理由は定かでないが、八月二十六日の忌日に神事を行うことに対する異議が立てられたのではないかと推測する。

四 粟田宮の機構・管理

寿永三年の崇徳院廟創建に際し、社司にはト部兼友が補され、別に僧官も補された。僧官の名は当時の記録類に見えないが、『源平盛衰記』（第四十一巻）には、「玄長を以別當とす。故教長卿子慶縁を以て權別當とす。法師子」とある。物語の記述なのでいささか心許ないが、玄長の父の教長は、保元の乱に連座し常陸に配流された、崇徳院の近習である。初代の別當がその教長の子息というのは、ありうべき人事である。崇徳院廟は、発足時から奉祀・菩提二本立ての構造を持つていた

ことになる。以降、神官は俗別当、僧官は（僧）別当と呼ばれる。

その後の僧官の補任については、不明も多いが、既知の史料並びに知り得た史料を以下に列記すると、何時の頃からか僧別当の上に検校が置かれたようである。検校職の初見としては、承久元年（一二一九）慈円が当職にあつたことが見えている。この年、後鳥羽院の病平癒の祈禱を行い、その賞として、崇徳院御影堂に一口、粟田宮に二口の阿闍梨が寄せ置

記】卷第百三十 門主行状三)。

なお、該検校職については、「粟田宮検校」「崇徳院御影堂検校」「崇徳院御影堂并粟田宮検校」などと、職名の記載に異同がみられるが、恐らくは同一職であり、崇徳院御影堂並びに粟田宮を統括・支配する職掌だったのだろう。いずれにせよ、慈円の頃より、こうした形で粟田宮及び崇徳院御影堂は青蓮院の管理下に組み込まれたものと思われる。それは、丁度、北野天満宮寺が延暦寺の支配下になり、後には曼殊院門跡に統括されるのと同様の道筋だつたといえる。

遺）。暦応二年（一二三一九）八月六日、尊円は「崇徳院御影堂并粟田宮検校」に補され（『門葉記』卷第百三十 門主行状三）、翌三年四月十九日には「崇徳院御影堂粟田宮検校職并高橋宮遺領」の管領を許す旨の院宣を得てある（『華頂要略』卷第八 門主御伝第十七）。次いで、延文四年（一二五九）九月には、後光厳帝により「崇徳院御影堂領等」の管領が承認されている（『園太曆』）。その後は、後伏見帝の皇子尊道が貞治三年（一二六四）十二月十九日に当職を継承している（『門葉

次に、検校の下に位置し、恐らくは寺務統括に直接携わつただろう僧別当はどのように継承されたか。これについても管見に入つた史料が僅かなため、不明が多いが、貞応元年（一二二二）慈円は、瀉瓶の弟子の慈賢を「粟田宮御影堂」別当に補し、「件所領悉」彼に譲つている（『華頂要略』卷第五十五上　御門領）。慈賢は、摄津守源頼兼の子で、後年の仁治元年（一二四〇）に七十八世天台座主になるが、別当になつた当時は前大僧都であつた（『天台座主記』）。その後のものとし

ては、建長八年（一二五六）の年記を有する良禪僧正自筆の由の「崇徳院御影堂領目録」が『華頂要略』卷第五十五上（御門領）に収録されている。明示はないが、彼も別当職に就いたかと思われる。良禪は太政大臣良平の息で、慈賢の灌頂の弟子である。更に、觀応二年（一二五二）十二月二十七日には、尊玄が尊円より「粟田宮崇徳院御影堂等別当職之譲状」を受け（『華頂要略』卷第三十二 門下伝脇門跡 第四・般若院）、貞治三年（一二六四）十一月二十六日に別當に補されて院（『華頂要略』卷第三十二）は、十九日任とするが、『門葉記』卷第五十六の記述に従つた）。これは、尊道の検校就任に伴う人事で、彼の別当在任は、永和三年（一二七七）まで確認される（『後愚昧記』七月二十八日条）。尊玄は、公敏の子息で洞院公賢の養子である。

こうした事例を見ると、僧別当もまた青蓮院関係者が任じられたようである。なお、『華頂要略』卷第三十七（門下伝諸院家 第四・法輪院）は、「或記云」として、青蓮院の院家法輪院が「粟田崇徳院御影堂等別当職」に、代々補せられたとある。

こうした事例を見ると、僧別当もまた青蓮院関係者が任じられたようである。なお、『華頂要略』卷第三十七（門下伝諸院家 第四・法輪院）は、「或記云」として、青蓮院の院家法輪院が「粟田崇徳院御影堂等別当職」に、代々補せられたとする。後年のことだが、十六世紀に入ると、粟田宮地の所有権をめぐり、法輪院と社家俗別当の間に紛争が生じる。その紛争の概要是、文亀二年（一二五〇）、永正十五年（一五八）、大永四年（一五二四）、同五年（一五二五）等の『粟田宮文書』によつて知られ、それによると、明応九年（一五〇〇）既に係争が生じている。こうした寺家と社家の間の所有権の争いは、応仁の乱の焼亡後、私的な仮殿が建てられただ

けで公的な再建が行われず、社域が荒野となつた状況から引き起されたものようである。ともかく、後世、粟田宮及び御影堂が青蓮院院家の法輪院の管轄に入つたことは確かであろう。

なおまた、『門葉記』卷第百四十七（雜決補四）には、実蔵の譲りにより、證道を「崇徳院御影堂念佛衆」に補す由を記した正応五年（一二九二）の文書や、證道の譲手繼により、大法師良信を「崇徳院御影堂」「禪衆職」に補す由の元弘三年（一二三三）の文書が収録されており、これらから、断片的ながら、御影堂の僧構造・補任の様が窺える。

その他、『華頂要略附録』卷第三十八には「粟田宮廳務次第略傳」なる資料が収められている。そこには、藤原頼輔（教長の弟）の養子、長谷三位法印増円を初代とし（建保四年へ一二六〇七月一日序始）、その後、彼の子孫及び高階泰宗を祖とする青蓮院門跡坊官流、並びに鳥居小路などが交互に粟田宮序職を継承していくことが記されているが多少の疑問がある。¹⁷⁾

次いで、社司である俗別当の補任について述べる。前に見たように、初代社司には、平野社預の神祇大副ト部兼友が補された。兼友の後は、次男の兼清に受け継がれた（天理大学附属天理図書館蔵『吉田家日次記 兼敦記』（以下、『兼敦記』と略称）応永七年へ一四〇〇）四月一日条）。その後の相承の実態は明白ではないが、『神道大系』所収の『ト部家系譜』によれば、兼清の流は粟田宮流（系）を称し、代々、粟田宮俗

別当職を世襲している。以下に関係箇所を転記すると、粟田宮流は、



兼卿——兼冬——敏音

と続き、兼友から兼卿までの歴代に「粟田宮俗別当」の注記が見られる。在任の事実を他史料をもつて確認するに、兼氏（『民経記』天福元年へ一二三三）六月二十九日条）、兼佐（『経俊卿記』建長八年へ一一五六）九月十日条）、兼顕（『毘沙門堂記』『洞院家記』徳治二年へ一三〇七）、兼種（『吉田家日次記』兼熙記（以下、『兼熙記』と略称）貞和五年へ一三四九）十二月十二日条）、兼繼（『東寺百合文書』ケ函四七（二）延文元年へ一三五六）十月日 宝莊嚴院所司等重申状案）、兼音（父兼種からの譲与を許す旨の綸旨あり。『兼敦記』永徳三年へ一三八三）六月十九日条）等の在任が確認される。この他、系図には名が見えないが、兼古、兼名なども俗別當に任命されたようである。兼古は、兼音の子で、応永十年（一四〇三）父兼音より別当職を譲与されている（『粟田宮文書』該年三月五日付文書）。なお、これを遡る明徳二年（一三九一）、神領の一部が兼音の弟である兼郷にも譲られている（同書該年八月二十二日付文書）。前掲系図には、兼音から子息の兼古へではなく、弟の兼郷への相承が示されているが、何ら

かの理由によって、後に兼郷が兄の跡を襲い家督を継いだものと推測される。又、兼名は兼任と別当職を競望し、「兼郷讓状」「代々証文」を帶する故をもつて俗別當職を認められる（『粟田宮文書』嘉吉三年へ一四四三）四月二十九日付文書）。

以上より、粟田宮流が世襲的に俗別當に補されるのが原則であったことが分かるが、時には別流の人物も任じられたようである。そのことは、例えば、兼郷が「愚息無正体」の故をもつて別当職及び神領を吉田に譲与していること（『粟田宮文書』応永三十三年へ一四二六）七月七日付文書）などから分かる。¹⁹ト部氏には、吉田・平野・粟田の三流がある。これについて、岡田莊司氏は、ト部氏が兼親流と兼国流の二流に分かれ、前者が吉田社預、後者が平野社預を代々相承したとするト部系図等の説を偽作とし、実際は両流相互に両社の社司に補されたことを論じておられる。粟田宮は、二十二社に属する吉田・平野両社に比し微弱で、その社務職は温職といえなかつただろうから、両社に比べれば、比較的他流の混入は少なかつたのではないだろうか。いずれにせよ、別当職の譲与・就任については総官吉田家の承認を必要としている。例を挙げれば、兼種が嫡男の兼音に廟務及び神領を譲与するについては、吉田兼熙の認可が必要だつたし（『粟田宮文書』明徳二年へ一二三九一）八月二十二日付文書）、兼音が死去に際し、八歳の遺児兼古に廟務を譲与するについても、吉田兼敦の認可を得、その扶持の下に置くことを誓約している（『粟田

宮文書』応永十年へ一四〇三）三月五日付文書及び『兼敦記』同八日条）。

従つて、粟田宮の經營も俗別当の専断でなされたわけではない。例えば、吉田・平野預であつた吉田兼敦は、粟田宮の旬日の神膳供・里神樂をしばしばとり行う（『兼敦記』）のみならず、応永七年（一四〇〇）には、俗別当兼音が粟田宮の神殿の造替を履行しないことを見かねて、自らの費用で本殿用の仮殿を修造してゐる（『兼敦記』八月一十八日条）。こうした事實からみて、粟田宮の經營は、總官吉田家の指揮に依つて運営されたことが知られる。

次に、粟田宮関係の所領について見る。その所領については、発足時より時代は下るが、建長八年（一二五六）の時点で、粟田宮社領として、遠江国勝田庄上下村本家職・筑前国原田庄・石見国長野庄・摂津国浜田庄の五ヶ庄・御影堂領として、遠江国勝田庄上下村領家職・但馬国片野庄・越後国大槻庄・讃岐国山本庄・能登国大屋庄寄進所の五ヶ庄が確認される（『門葉記』卷第百四十 雜決二）。この中、社領の遠江国勝田庄については、『洞院摂政記』天福元年（一二三三）七月二十五日条（『大日本史料』補遺第五編之九所引）に「崇徳院御領」として、また、御影堂領の但馬国片野庄については「領家二位律師」として弘安八年（一二八五）の『但馬国太田文』にも見えてゐる。建武三年（一二三六）には、尊円親王に対して、門跡領と共に、御影堂領前掲五ヶ庄の相承が承認されている（『華頂要略』卷第八 門首御伝第

また、『粟田宮文書』では、「粟田宮神領所々目録」（応永十三年へ一四二六）七月七日付文書）に、美作国江見庄・筑前国原田庄・越前国榎富庄・丹波国栗村東西・紀伊国高家庄の五ヶ庄が掲げられ、嘉吉元年（一四四一）十一月七日付文書にも、前掲五ヶ庄を宮領と認める由が見えてゐる²¹⁾。

「粟田宮神領所々目録」が載せる宮領五ヶ庄と、前掲『門葉記』所載の宮領五ヶ庄の間には異同があり、両者に一致するのは、筑前国原田庄・越前国榎富庄の二庄にすぎない。ただ、「粟田宮神領所々目録」のみが載せる丹波国栗村庄及び美作国江見庄については、他史料からも宮領であることが確認できる。前者の丹波国栗村庄の場合、文治二年（一一八六）に、頼朝が、後白河院宣の趣を体して、当庄が既に「崇徳院御領」であることを確認し、「領家進止」に従うべきの命を出している（『吾妻鏡』三月一日条）。当庄については、『毘沙門堂記』『洞院家記』（徳治二年へ一三〇七）五月十四日洞院公賢奏）にも「崇徳院御影堂領」と見えている。なお、当庄は、一時、他に沽却されたが、応永十年（一四〇三）閏十月、神用として吉田兼敦に還付されている（『兼敦記』該年月十七日条）。後者の、美作国江見庄については、『勘仲記』（弘安十一年へ一四一八八）正月十九日条）、『兼敦記』（応永九年へ一四〇二）四月十五日条など）により、やはり粟田宮領であることが確認できる。当庄内世戸村は、その領有を巡つて俗別当兼佐（旧名兼淳）と実種との間に争論を生じてもいる（『壬生家

文書』一五二五 記録所注進状 永仁三年へ一二九五)。

以上、文書間で、所領記載に幾分かの異同が見られ、また宮領か御影堂領か所属の異なるものもあるが、これには、各時期における領有状況の推移、寺家と社家の主張の相違など、さまざま要因が絡んでいると思われ、明瞭な見通しをつけることはできない。今は、資料類に見いだされる記載を列記するにとどめたい。

五 建久以後の粟田宮

本節では、宮号奉獻以後の粟田宮の沿革を辿る。これについても、既に藤井貞文・村田氏、近年では山内益次郎氏による論述があるが、それら先学の御指摘にいくつかの事実を加えて展望する。

寿永三年の創建から十年も経つと、粟田宮は「御殿並築垣傾倚破損」が進み、再建の必要が生じる(『綸旨抄』)。しばらく補修で凌いだあと、建久七年(一一九六)末頃に改築・遷宮されている(『三長記』十二月十三日条)。更に嘉禎三年(一一三七)には、もとの場所より東方に移転した。鴨川に近く、洪水の被害を恐れたためである(『百鍊抄』四月二十七日条)。天福元年(一一三三)には、水生動物であるむぐらものが大床に昇つたりしている(『民經記』六月二十四日条)ので、よほど川に近かつたのだろう。

建長八年(一二五六)八月十七日には神殿が焼亡する不始末を生じた(『百鍊抄』・『帝王編年記』)。時の俗別当ト部兼佐

は「神火」の由を奏上したが、實際は「盜人」による放火だった。盜人は「俊雅阿闍梨・伊予房宗全」といった法師達で、彼らは粟田宮のほか鴨・河合・平野社にも押し入っていた。犯人らについては路頭を渡した上で流罪に処し、粟田宮に対する警護が疎かであることを咎め、「件夜祇候之輩」しては、日頃の警護が疎かであることを咎め、「件夜祇候之輩」したが、「御正躰」の被害は軽微だったのか「只今非可被鑄改之儀」とのことであつた(『經俊卿記』九月十日)。一十三日条)。九月二十四日には、粟田宮を始め、伊勢・鴨社等の災異について軒廊でトがなされ(『百鍊抄』)、翌二十五日粟田宮に奉弊使が立つた(『百鍊抄』)。康元二年(一二五七)閏三月二日、犯人は大路を渡され、後嵯峨院はこれを見物した(『經俊卿記』)。

当時、社寺への盗賊は珍しいことではない。天福元年(一一三三)にも同社は被害を受けている(『民經記』五月四日・六月二十四日・二十九日各条)。が、放火にまで及んだのは珍事というべきだった。しかし、再建は早かつたようで、同年八月十一日には、粟田宮(造営)の功をもって、藤原経広、阿部晴房、惟宗宗兼等が官を得ている(『經俊卿記』)(同記九月二十二日条にも、粟田宮功による除目記事がある)。なお、同十四日には粟田宮が「光耀」する怪異があつた(同記)。

弘長元年(一二六一)には、洪水が流入し、築垣が「大略壊損」したため、朝廷に対処を要請している(『仁部記』七月十九・二十六日及び同一年一月十四日条)。嘉禎三年に東遷し

たものの、なお水の被害を免れ得なかつたことがわかる。弘安十年（一二八七）造替遷宮が行われるが、改築の間に、仮殿が風に吹破され、御正体を「正殿」に移すことなどがあつた（『新抄』七月四日条）。

『山城名勝志』（巻第十三）所引『大中臣日記』の記すところに依れば、その後、該宮は建武元年（一二三四）七月五日に焼き払われる。その折、島中重連が身を挺して、「御神體璽御管」を取り出した。再建されたのは、それより二十年後の文和三年（一二五四）二月一日のことであり、六月二十一日にト部兼敦が遷宮を承り、隆昌と重連が五年交替で神主を勤めることに定まつたという。しかし、該記事は信憑性が低く、²⁴採るべきではないと思う。

暦応二年（一二三九）五月二十七日、光嚴院は、堀造営のため、千体阿弥陀堂敷地の北辺、南北二丈東西十八丈五尺の地を粟田宮に寄せた（『東寺百合文書』 る函二十三 光嚴上院宣案）。翌三年三月四日、光明帝は、大外記師右に粟田宮造営の勘例を注進させている。これに応じて師右は元暦元年（寿永三年）四月十五日並びに建久三年十一月十六日の例を勘進した（『師守記』 五日条）。先例の前者は崇徳院廟創建の際のもの、後者は初めて宮祭が挙行された折のものである。この時期、造替計画が具体化し始めたことを意味している。

文和四年（一二四五）、粟田宮は近隣の宝莊嚴院との間に紛争を生じている。それは、当時の俗別当兼継が宝莊嚴院の農耕用水路を阻止したことに因を発する。粟田宮の言い分は、

宝莊嚴院の百姓が用水路を掘り下げた結果、昨年六月の洪水が宮内に流入したというものである。これに対し、宝莊嚴院側は、水路は往古からある上、社壇とは離れていること、昨年・今年の水害は特に規模が大きかつたことなどを理由に、粟田宮の非難が無根であると反駁、争論は翌年まで持ち越された（『東寺百合文書』 ル函四九 後光嚴天皇綸旨案、ケ函四七 宝莊嚴院領用水相論文書案）。治水の貧弱なこの時代、粟田宮が度々の洪水に悩まされている様が窺える。

その後については調査が進んでいないが、応永八年（一四〇二）に遷宮がなされたことが知られる。応永の初め神殿の朽損は既に甚大だったようで、同六年（一二九九）当時の俗別当兼音は各所領の年貢より、造替費用を捻出することを誓約している（『粟田宮文書』 該年十一月二十日付文書）。また、この頃兼音にその費用が給付されたようだが、造替は行われず、見かねた兼敦が翌七年八月に仮殿一宇を建てて本殿とした（『兼敦記』 該年月十八日条）。そして八年遷宮の運びとなつたものである（同記応永十年三月五日条）。

六 崇徳院信仰の様態

建久三年以降、崇徳院に対する祭祀及び御八講は年中行事として定着する。ただし、十二世紀初期を除いて記録中にそした関係の記事をさほど多く見いだすことはできない。これは、実施しなかつたのではなく、恒例行事となつたためにとりたてて明記しなかつたためと考えられる。粟田宮祭の場

合、貞和元年（一三四五）八月には、足利尊氏の子息天亡による天下穢のため、祭事の挙行を翌月に延期している。その際、外記らは、元久二年（一二〇五）、建暦三年（一二二三）、承久三年（一二二二）の先例を勘進している（『園太曆』該月二日条）。また、成勝寺御八講については、仁治二年（一二四二）安樂光院御八講の実施次第について下問された中原師兼が「如此御八講、無相違被行例、成勝寺御八講^{崇徳院御料}之外、不詳歟」（『平戸記』五月七日条）と言上している。こうした記事から、粟田宮や成勝寺の祭事・御八講が跡絶えることなく行われていたことが知られる。『吉統記』文永十年（一二七三）八月の条には、御八講挙行の実状や規模などが比較的詳しく記されている。

もつとも、年中行事としての定着は、一方において形式化の弊をも生む。建仁元年（一二〇一）八月の粟田宮・成勝寺御八講は、上卿が不参の上、人数も揃わず、行香も行われないというていたらくで、早くも形ばかりになっていた（『三長記』二十二～二十六日条）。粟田宮・成勝寺御八講は年中行事として形式化しながら続いてゆくのである。

だからといって、崇徳院靈への畏怖が忘れ去られていたわけではない。承元二年（一二〇八）十月二十四日、吉水大懺法院供養の際の発願文の趣旨は、「保元以後乱世之今。怨靈満一天。亡卒在四海。」状況を憂え、わけても「崇徳院聖靈知足院怨靈」の追福を期すものだつた（『門葉記』卷第九一 大懺法院記請）。崇徳院靈等へのおびえが伏流していたことが知ら

れる。こうしたおびえが再び顯在化するきっかけとなるのが承久の乱である。幕府と覇を争つて敗れ、配所の隠岐に没した後鳥羽院の軌跡は、かつて同様な運命を辿った崇徳院となり、彼を想起させることとなる。後鳥羽院が、死後怨靈化したと考えられたことは、既に諸先学による成果の集積があり、余すところがない²⁵⁾。後鳥羽院靈跳梁の実態については、それら諸論によられたが、小稿で注目したいのは、後鳥羽院靈が崇徳院靈との二重構造で出現してくるその様相である。兆候は後鳥羽院の生存中に早くも生じていたようと思われる。『明月記』安貞元年（一二三七）七月十一日条に、定家は一つの奇談を記しとどめている。それは以下のような話である。「減水鐘樓之下」に白布で縛っていた法師が救出された。件の法師の語るところによると、顔見知りの僧に連れられ、法成寺に行き、そこで貴賤と共に「盃酌乱舞」した。しかし、その後の記憶はなく、気がつくと「減水鐘樓之下」に縛られていた。「乱舞之輩」の中には「其額有角」ものがあったという。定家は「近日天狗狂亂殊甚」と記し、これを天狗の仕業と捉える。この記事中注目すべきは、その一節「參詣人等憐愍、令着衣裳下向伊勢云々、其間事等崇徳院當時御于鎌倉竹中僧都參隱岐島等云々座列乱舞之輩、或其額有角云々」の中の割注部「其間事等崇徳院當時御于鎌倉竹中僧都參隱岐島等云々」との記述である。文意がとりにくいかが、推測するに、定家は、この天狗を駆使する惡靈を崇徳院ではないかと疑つたが、崇徳院靈は當時鎌倉に在る由なので、そのさしがねはあるまい。また、竹中僧

都（この人物が誰であるか分からぬ）（の靈）は隱岐に參つてゐるのでこれでもない、というような意味ではなかろうか。なお、「隱岐島」とは、隱岐の後鳥羽院行在所を指すものと思われる。自信はないが、こうした解釈が認められるなら、こには崇徳院靈の跳梁さらには怨靈の後鳥羽院への荷担が疑われていることになる。勿論、それが定家一人の抱いた疑念ではないこと言うまでもない。

その後、延應元年（一二三九）二月二十二日、後鳥羽院は隱岐に没するのだが、それからほぼ三カ月後、九条道家の女房に、比良山大天狗が憑靈し、慶政と問答を交わした。この問答は『比良山古人靈託』の名で知られており、近年注釈も施された。²⁶問答の中で、比良山大天狗は言う。九条道家の病は、毒蛇に転生した靈気が「崇徳院にそゝのかされて、かの力を便りにて」害をなしたためであると。また、崇徳院に同心し随逐した靈として、大原僧正承円、桜井權僧正法円の名を挙げる。承円・法円ともに後鳥羽院時代の人物であるが、彼らを駆使した靈を崇徳院と考えている点興味深い。恐らく、後鳥羽院は没後まだ日が浅いので、大きな靈力を持つに至つていないとの判断があるのだろう。後鳥羽院は、来る六月に洛中に乱入、諸宮・諸院を悩ますべき結構を抱いているが、その程度の靈力では「よもかなわじ」と予測されている。

延應元年五月二十九日になされた後鳥羽院に対する最初の追号、すなわち、隱岐院から顯徳院への改号は「治承崇徳院例」に倣つたものである（『百鍊抄』）。延應も一年に入ると、

後鳥羽院靈は次第にその靈威を發揮し始める。『平戸記』にそした記述が多く現れるることはよく知られている。七月九日条には、「損亡天下せんとする後鳥羽院に伊勢太神宮が「其趣頗有謂」と共感を示した由の高野奥院の上人の夢想を記すが、同日条に、「或者一日為遊戯向桂河之間、事之最中僧一人俄絶入、其後蘇生、語云、崇徳院之時行云々、有種々仰等云々」とも記す。これもまた文意明らかでないところがあるが、その趣旨は、桂河で遊んでいた一人の僧が突然絶入した。しばらくして蘇生した後、絶入の間に崇徳院に對面し、「種々仰」を受けた由を語つたというようなどころだろう。これに続いて「凡近日天狗繁昌不可説事也」とある。後鳥羽院靈に与力する形での崇徳院靈の再浮上が明らかに窺われる記事である。再々度、崇徳院靈が浮上するのは、鎌倉末期の争乱から南北朝期にかけてである。北条氏が滅ぶほぼ二カ月前の正慶二年（一二三三）三月、吉田定房は考へていた。「今廷弱之正、為一天下。剰及所々之動亂。匪直也時御〔候歟〕。若是遠所之御怨念之所致歟。」と。すなわち、近年打ち続く動亂は、現在隱岐に流されている後醍醐帝の怨念によるものではないか。これを赦すことこそ「都鄙靜謐之基歟」という。そのように考える定房の脳裏には崇徳院の印象が深く刻まれていた。「四海之安危」は崇徳院の「御怨心」に係わっている。この故に代々の「明主」は、その直接の子孫ではないが、「天下怨靈」を鎮めるために、粟田宮を崇敬し続けてきた。これこそ「政道之故実」であると定房は主張する（『吉口伝』）。帝王を配する行為は、

崇徳院の忌まわしい先例を想起させるものだつた。崇徳院本人には、もはや何の係わりもないことだが、平時には深く沈潜しているものの、世上が不穏を増す時、崇徳院靈は必ず時人の心の闇の中から身を起こしてくるという構図がいつかできあがっていた。崇徳院は先例となつた崇道を完全に凌駕した。

暦応二年（一三三九）八月、後醍醐の死亡に際して北朝では廃朝の是非が問題となり、大外記中原師右は崇徳・安徳・御鳥羽・土御門・順徳の先例を勘進すべき旨の命を受けた（『師守記』十九日条）。この時、武家では哀悼を表して、七日間沙汰停止をしたが、北朝は、最初廃朝を行わない意志を示した。これは、崇徳院の例に倣つたものである（『師守記』八月二十日条）。このことについて、一条経通は、後醍醐は「自逃去」つたものであるから、「流刑」にされた「崇徳後鳥羽」の場合と同处置を取るのは如何、と不審を述べている（『玉英記抄』八月二十八日条）。翌三年三月十八日、足利尊氏は、後醍醐の靈を崇徳院に倣つて祀ることを奏上した（『玉英記抄』）。延文四年（一三五九）細川繁氏が、讃岐の崇徳院領を侵して兵糧を課し、その結果、院の祟りによつて悶死したとの『太平記』（第三十二卷²⁷ 崇徳院御事）・『七卷冊子』の記事は、よく知られている。

以上のように、崇徳院は神靈と祭られて以後も、その怨念を恐れ続けられてきた。しかし、少なくとも形の上では、「天下擁護」の「栗田神」として神祠を構えているのだから、そ

れなりに信仰の対象ともなつたはずである。そのあたりはどうだつたのか。以下、この点を見てみたい。社祭・御八講は、年中行事に組み込まれて恒例化し、具注曆に記載されるようになる。しかし、鎌倉期を通じ、利益神として厚い信仰を受けた形跡はないようだ。公私いずれにおいても、粟田宮を祈願の対象にすることは少なかつたのではないか。ただ、后妃の御産祈願については例外だつたようだ。宝治元年（一二四七）九月二日、後嵯峨院の中宮姞子の御産平安を祈つて、二十八社に神馬が献じられた。対象とされた二十八社の内訳は、恒例の二十二社に加えて、熊野・今熊野・新日吉・粟田宮・後白河院法華堂・後鳥羽院法華堂の六社堂である（図書寮叢刊『御産部類記』所引『公相公記』）。この中、後白河・後鳥羽両法華堂は龜山の直接の祖靈の故に選ばれたものである。以下、御産の祈りにおいては、粟田宮がその対象に加えられている事例が比較的多く目につく。同じく姞子の建長六年（一二五四）の折には、二十九社に神馬が献じられているが、その二十九社とは、宝治の折の粟田宮を含む二十八社に西園寺惣社を加えたものである（『御産部類記』所引『公相公記』）。西園寺惣社は姞子が西園寺家の出であることから選ばれたと考えられる。また、乾元二年（一二〇三）四月二十三日には龜山帝の后、瑛子の御産祈願のため、三十社に神馬が献じられている（『公衡公記』同日条）。その三十社は、建長の折の二十九社に後嵯峨院法華堂を加えた数である。後嵯峨院法華堂が加えられたのは後嵯峨が龜山の父帝であることによる。

神馬獻上及び誦經は、五月九日にも行われている（『公衡公記』同日条）が、その対象となつたのは、二十二社の中から伊勢・八幡・賀茂など十三社に、行願寺・新日吉社・西園寺惣社・御靈社・粟田宮の五社寺を加えた十八社寺である。留意すべきは、この中の御靈社について「先々不被進之」だが、「御所近辺」であるため、この度は特別に使者をたてたと記していることである。御靈社の類は、普通こうした祈りの対象には入れられなかつたのであらうか。次いで、延慶四年（一二三一）二月二十一日に行われた後伏見帝の后、寧子の御産祈願においても、二十一社の中から十社、それに加えて、粟田宮・紫野今宮など十三社寺が誦經使発遣の対象に選ばれている（『公衡公記』同日条）。更に、正和二年（一二三三）六月二十三日の同人御産の祈りにおいても、祈請十九社の中に御靈社とともに粟田宮の名が見えている（東山御文庫記録第一三八卷『廣義門院御産御祈記』）。

以上、たまたま管見に入った事例を掲げたが、見落としたものも多いだろうから、后妃御産の祈りの対象に粟田宮が加えられるることは十三世紀中頃より定例になつたものと考へてよいだろう。普通、祈願の対象とされる宮社は、代表的な名社に加え当帝の直接の祖靈及び后妃の実家の守護社に限られており、当帝の直接の祖でもない崇徳院が一人その対象に入れられているのは異例というべきである。

なお、こうした国家行事とは別に中世の貴族達は、頻繁に、八幡・賀茂・吉田といった有名な社に参詣し、所願成就を祈

請している。中でも北野はその代表ともなつており、見事に利益神への変貌を遂げていた。それに比べ、粟田宮の場合、個人が心願成就を期して参詣した例を、今のところ見いだしていらない。

この事は、神として奉祝されて後も、崇徳院への認識がそれまでと大きく変わることがなかつたことと無関係ではないだろう。先規・先例を重んじる貴族界において、崇徳院の例は不吉として忌避され続けている。

正治二年（一二〇〇）十月二十三日、藏人弁長兼は攝政基通に問うていて、「正月春宮御着袴之例」としては「崇徳院安徳天皇二代□□」があるが、如何と。対して、基通は「彼二代井淡路廢帝為最惡例」と、その例に倣うことの一言のもとに退けている。崇徳例は、安徳・淳仁例と共に最惡というのである（『明月記』同日条）。寛喜三年（一二三一）二月二十二日においても、親王が東宮を経ず直ちに即位した例としては「崇徳院、六条院、土御門院」があるが、「皆不吉」とされている（『明月記』同日条）。六条院は夭亡、土御門院は承久の乱により土佐に赴いた帝王であると言うまでもない。

『民經記』天福元年（一二三三）四月二十九日及び五月一日条にも、「大嘗会行事」「兩小弁奉行例」は、「讚岐院・安徳天皇・佐渡院許」で「不快」と記している。また、本節の始めに触れたが、御八講実施次第の例を求められ、成勝寺の詳例がある由を答えた中原師兼も、「但頗難被准據歟」と付言することを忘れていない（『平戸記』仁治三年五月七日条）。こ

の他、『勘仲記』建治二年（一二七六）十二月二日条には、藤原兼平が太政大臣再任の兼宣旨を受けたことに対し、太政大臣再任の先例は藤原忠通のみで、初任は、崇徳帝の元服の折、再任は近衛帝の元服の折であると述べ、それにつき、近衛の場合には「頗佳模」だが、崇徳においては「非聖代」と言い切っている。

神と祝われ、国家鎮護の聖靈と崇められながら、崇徳院に係わる先例は、奉祀以前と同様、慎重に避けられていることが分かる。かなり後の成立ながら、『増鏡』（第一 おどろの下）は、土御門院は崇徳院と同じく納得いかないまま譲位させられたけれど、「いとあてにおほどかなる御本性」で、不快感を「氣色にも漏し給は」なかつたと記している。これは、言い換えれば、崇徳院が「いとあてにおほどかなる御本性」ではない、我執の人として認識され続けていたことを意味している。こうした我執の人としての通念が、崇徳院の神化の契機となる一方で、逆にまた院が善神に昇華することを阻んでもいる。強烈な個性を持つ日蓮の発言だけに、一般化できないかもしれないが、「我朝には一院（後白河院—原水注）さぬきの院は兄弟なりしかとも位をあらそいて、ついにかたきとなり給て、今に地獄にやをはすらむ」（『鎌倉遺文』一三〇六六 日蓮書状）との文は、崇徳院善神化に鋭い否定の楔を打ち込んでいる。前に見たように、栗田宮が后妃御産の祈りの対象に加えられているのは、神驗への期待ではなく、畏怖によるものではなかつたか。后妃の御産が皇室の存続に深く

係わる重大事だけに、「可滅亡天下之趣」を誓つて死んだ崇徳院の妨げを恐れる意識がなお強く働いたものではなかろうか。こう考へると、祈願社寺中粟田宮のみがひとり異質である現象も頷けるのではないか。

ただ、崇徳院の崩地である讃岐においてはいくぶん様相が異なる。第三節で触れた如く、建久二年、都では、讃岐の御陵辺に既に一寺が建立されていたことを確認している。崩地では官命を待つことなく、自然発生的に崇徳院の供養が行われていたのである。その後、公的な保証を受けながら形態を整えていったと考えられる。乾元元年（一三〇二）、崇徳院の墓所を訪れた二条は、法華三昧が「如法行」われている「景氣」を見て「しづみ給ふともなどかと頼もし」く感じた（『とはずがたり』卷第五）。十四世紀になつても、供養が滯りなく行われていたことを知る。

応永十三年（一四〇六）清原良賢が作成した『白峯寺縁起』には、崇徳院が土御門院の子孫守護（すなわち後嵯峨の登位とその流による皇位継承）を約した旨の靈夢が記されている。その他、崇徳院の本地が十一面觀音であること、崇徳院の遺骸を浸した泉水が薬水となつたことなどが記され、善神化の傾向が顯著に見られる。恐らくは、在地における伝承を採録したものと思われる。縁起の記すところによれば、永徳二年（一三八一）白峯寺は回祿するが、応永十三年に再興、これを機に縁起も作成されたという。落合博志氏²⁸は、縁起制作に細川満元が係わつたと考えておられるが、そうであれば、四国

を支配していた細川氏の厚い信仰・尊崇がその背景に読み取られよう。こうした信仰は、崇徳院領を侵した細川繁氏の悶死の伝えと表裏する現象として理解される。崩地の讃岐においては、恐らくは貴種流離の定石よろしく善神化の進展が著しかつたと言えそうだ。

最後に、崇徳院への和歌奉納について少々触れておきたい。神仏に和歌・連歌を奉納することは早くからしばしば行われてきた。崇徳院に対してもそうした事実が見られる。このことについては、山内氏²⁹⁾に簡明な展望がある。崇徳院靈への献詠がいつから生じたものか定かではない。仁安二年（一一六七）（もしくは三年）における西行の白峯陵での献詠が最初といえれば言えるかもしれないが、神靈への奉納という意味では、山内氏の指摘の如く、承元四年（一二一〇）九月二十日の一日の、粟田宮歌合が早いところだろう。ただし、そうした行事が文献に多く見いだせるようになるのは十五世紀以降である。従つて、この問題についての詳細は続稿に譲りたいと思う。

注
 (1) 『境の神々の物語』 新読書社 昭47
 (2) 近年の成果としては、福田晃氏「語り本の成立—台本とテキストの間—」（『日本文学』 平2・6）、野中哲照氏「『保元物語』における語り手の「現在」と崇徳院怨靈」（『国文学研究』 平2・6）、大津雄一氏「為朝・崇徳

院考—王權の「物語」とその亀裂—」（『軍記と語り物』 平3・3）、安藤淑江氏「半井本『保元物語』における崇徳院の暦日付からの疎外について」（『軍記と語り物』 平4・3）、武久堅氏「平家物語発生の時と場（その二）—生成平家物語試論—」（『軍記と語り物』 平4・3）、「平家物語、その変身（生成平家物語試論）—後白河院「传奇」と「住吉大明神」を中心に—」（『軍記と語り物』 平7・3）、服部幸造氏「語り物と鎮魂—『保元物語』から—」（『散文文学「物語」の世界』 三弥井書店 平7・十）などがある。特に武久論文は後白河院との係わりから詳述する。

(3) 「粟田宮の創建」（『国史学』 昭18・4）、後に『村田正志著作集』 第五巻（思文閣出版 昭60）に収録。

(4) 西田氏「崇徳天皇御廟所」（京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告 第一冊 昭5・3）、後に『京都史蹟の研究』（吉川弘文館 昭36）に収録。藤井氏「崇徳上皇の御靈と白峰宮（上）（下）」（『歴史地理』 昭8・三、四）。

(5) 『後慈眼院殿御記』（明応三年九月九日条）は、当日、朝廷からも「崇徳皇帝荒御魂」「藤原朝臣（頼長）荒魂」に「大明神之号」を、「源朝臣為義荒魂」に「小神之号」を贈つたとする。しかし注（15）にも述べるように、該記のこのあたりの記述は、村田氏により偽作を疑われており、信じることができないか。

(6)

「白河北殿と白河千躰阿弥陀堂との関係位置」「白河北殿、宝莊嚴院及小御堂の関係位置」(「建築学会研究報告」昭30)

(7)

なお、『愚管抄』は、崇徳院らが立てこもつた場所を「白河ノ中御門河原ニ、千体ノアミダ堂ノ御所トキコユルサジキ殿ト云御所」と記している。注(6)の杉山氏の論文は、保元の乱における焼失以前に、既に白河北殿に付属するものとして千体阿弥陀堂があり、『愚管抄』の記述はそれを指すとする。しかし、『山槐記』(保元四年二月十三日条)の記述に従うなら、『愚管抄』にいう「サジキ殿」は乱後に戦場跡に建てられた白河千体新阿弥陀堂を指していると思われる。とすれば、慈円は、乱後に建てられた御所名をもつて、乱前の場所を示しているのではないか。保元の乱が起こつたのは慈円が生まれた一年数カ月後である。自らの記憶に拠つて書いたのではないだけにこうした錯誤もあつたのではないか。

(8)

注(3)の村田氏の論文に既に指摘されている。

(9)

憶測をたくましくすれば、公種なる人物の一人に、閑院流藤原氏に属する実蔭の子がいる。閑院流は、白河・鳥羽・崇徳三帝の生母を出した門流であり、また、頼長の正室幸子もこの家門の出である。その意味で崇徳院・頼長とは縁が深い。実際、寿永三年の崇徳院廟造立の折には、上卿を「閑院一族」から出すべきだと

の声があつた(『吉記』該年四月一日条)。また、後年、粟田宮の僧別当には青蓮院門下の法輪院が代々補されたというが、この法輪院は閑院実季の建立になると伝える(『華頂要略』卷第三十七 門下伝諸院家第四・法輪院)。年時上適合はしないが、こうした関係から閑院流の人物である公種が適当に選ばれ、附会されたものではないか。なお、通行の系図類に依る限り、この公種が知足院と号した形跡はないようだ。知足院は、公種の大叔父である公俊の流の号だが、この一流が能登国大屋庄(崇徳院御影堂領でもある)を相伝していた事実が結びついたのかもしれない。あるいは、もつと単純に、頼長の父知足院殿忠実から連想したものにすぎないのかもしれない。いずれにせよ、憶測である。なお言えば、「觀如(大納言局)」についても疑問がないわけではない。「比丘尼觀如」が相伝の私領を養君尊守親王家に譲渡する由の文書が『門葉記』(卷第百四十九 雜決一 寛喜三年へ一二三一)、四月二十五日付文書)に見えている。この「比丘尼觀如」を二代目検校の「觀如尼」に同定した場合、彼女が「仮種ノ姪」で「崇徳帝御在位(一一二三)、(一一四一)奉公之人」であつたとする縁起の記述に従うなら、寛喜三年の時点では百歳を越えていることになる(仮に、崇徳帝在位の最後の年に十五歳だったとしても寛喜三年の時点では百五歳である)。あり得ないことではないが、かなり疑わし

い。実在人物を適当に付会したものと疑うこともできる。『華頂要略』が、仏種尼・觀如尼の忌日のみを記し、死亡年次を記していない事実が、こうした憶測に力を添えようが、如何なものか。

注（4）の論文。

(10) (11)

日条）、『増補八坂神社文書』（第一二七四号 寛元三年へ一二四五）一月十六日）、『師守記』（貞治六年へ一三六七）七月三日条）、『後愚昧記』（康暦元年へ一三七九）四月一日条）、『兼宣公記』（応永三十二年へ一四二五）十月一日条）や、『八坂神社記録』中に散見する「光堂」が、ここに求めるものかどうか判断できない。

(12)

ただし、『清水靈驗記』の成立年には疑問がある。すなわち、該書は、元亨三年（一三二三）の元奥書を持つが、本文中に、これより以降の元徳二年（一三三〇）の年号が見えており、矛盾がある。小稿では、群書類従本の本文に拠つたもので、類従本の底本になつたとされる龍門文庫蔵本（『龍門文庫善本書目』二六四番解説）を未だ確認していない。よって、この現象についての判断は保留したい。たゞ、臆測すれば、該本はその奥書から「御自筆本」を貞和元年（一三四五）に書写したものとしられるので、その折に増補がなされたのかもしれない。なお、ここに扱つた割注・傍記が原本にはなかつた可能性もあるが、その場合でも、貞和

元年を降ることはない。

(13) 朱徳院は崇徳院の訛謬であろうか。そうであるなら、『経俊卿記』建長八年九月十七日条に、栗田宮を崇徳院と記していることより考えて、この場合も栗田宮を指すとみなしてよいだろう。

(14) 『肖像画』 吉川弘文館 平6

(15) (16)

宮号奉獻の時期については、『後慈眼院殿御記』（明応三年九月九日条）に、この建久三年を遡る文治二年（一一八六）十二月二十八日に既に施行された旨の記載が見える。このことについて、村田氏は『後慈眼院殿御記』の当該記述を吉田家による偽作と判断、宮号使用を建久三年十一月以降とされる。従うべきであろう。

竹内秀雄氏『天満宮』 吉川弘文館 昭43

(17)

『粟田宮廳務次第略伝』はあるが、そこに掲出されている補任状「御門跡雜務事可被申沙汰者依／青蓮院殿御氣色執達如件／應永十八年八月十六日僧正道尋奉／伊豫法橋御房／追申／御境内之事任近例可令存知之由／同所候也」（第十九代大谷伊豫法眼泰村宛を示したが他もほぼ同趣）の記載を見る限り、それは、栗田宮に限らずそれをも含めた青蓮院の雜務全般を沙汰する職掌についての補任を記したものと思われる。この点、書陵部に藏される同内容の書には『青蓮院殿厅務補任』とあり、この命名の方が実状に即している。

(18) 本文には、兼佐が俗別當である旨の明記はないが、

(19)

記載内容から判断した。

この他、『ト部家系譜』の兼熙の項に「系図曰 栗田宮者上古平野神主 兼種社務職也 有子細而兼熙之時当家仁令讓與此社云々」と、兼種から吉田系に譲られていることも例としてあげられようか。ただ、該記述には疑問がある。というのは、同じく兼熙の項に「栗田宮俗別当職事 兼種宿禰讓與之由 被聞食畢 不可有相違者 依摂政殿 御氣色執達如件 永徳三年六月十九日 右少弁 判 下総守殿 兼熙也」と見えてい。この注記は、先の記述を具体的に説明したものと思われるが、とすれば、兼種から吉田兼熙への別当職讓与は永徳三年（一二八三）六月十九日ということになる。しかし、『兼敦記』には、該日に兼種が嫡男の兼音に別当職を譲つた由が見えており、両者の間に齟齬が見られる。恐らく、系図の注記が誤っているのだろう。

(20)

『平安時代の國家と祭祀』 続群書類從完成会 平6
当該五ヶ庄については、『粟田宮文書』中に「限永代所被寄附粟田宮」の旨を記した寿永三年八月二十六日発給の院宣の写しが載るが、偽作だろう。

『今鏡の周辺』 和泉書院

平5

(21) なお、この折、「御正躰」「鑄改之儀」について「文暦沙汰之次第」が引勘されている。とすれば、文暦年間にも焼亡があつたか。

(24)

『山城名勝志』所引『大中臣日記』の記事が信憑性に

乏しいと判断した理由を述べる。『大中臣日記』については、寡聞にしてその所在を知らないが、『鈴鹿家記』永享二年（一四三〇）八月十六日条に、これとまったく同趣の記事が載る。ただし、『山城名勝志』がそれを「粟田宮」のこととするのに對し、『鈴鹿家記』が「大田社」のこととする点に、両者の唯一かつ根本的な相違がある。では、いざれが本来かといえば、『鈴鹿家記』の方であると思う。というのは、史籍集覽本が底本としている内閣文庫藏本『鈴鹿家記』には、該日該記事の後に大田社の社域絵図が記され、その絵図の上に、粟田宮の社域について説明した付箋が貼られている。この事実よりみて、『山城名勝志』の形姿は、大田社についての記事が粟田宮のことと誤解されることによつて生じたのではないかと推測される。『山城名勝志』が、『鈴鹿家記』に直接拠つたかどうかは明らかでないが、鈴鹿氏は中臣の裔を称しているので、『山城名勝志』がいう『大中臣日記』が『鈴鹿家記』と同一書である可能性もある。いずれにせよ、『山城名勝志』所引『大中臣日記』の記事は、『鈴鹿家記』の記事を誤解するところから生じたものと考えてよいと思う。従つて、建武の炎上を始め、文和三年の再建云々は、大田社に關してのものであつて、粟田宮とは本来係わらないものと思われる。なお、『鈴鹿家記』については偽撰であることが言われているが、小稿の趣意とは直接係わらない

ので、今は問題にしない。

（追記）

（25） 藤井貞文氏「後鳥羽上皇御意志の成立—怨靈思想の解明の「として」」（『神道宗教』13）、「後鳥羽上皇御靈の發動」（『神道宗教』32）、魚澄惣五郎氏「水無瀬御影堂の信仰」

（『古社寺の研究』 国書刊行会 昭47）、松林靖明氏「この世の妄念にかかはられて—後鳥羽院の怨靈—」（『帝塚山

短期大学紀要』 昭56・一）、「『承久記』と後鳥羽院の怨靈」（『日本文学』 昭60・五）、「『五代帝王物語』の怪異譚—後鳥羽院の影—」（『青須我波良』 昭60・十一）などの諸論。

（26）

新日本古典文学大系『宝物集 閑居友 比良山古人
靈託』

（27）

このあたりの経緯については、北爪幸夫氏「後醍醐の死に対する幕府及び北朝の対応」（『太平記研究』 昭48・六）に詳しい。なお、後醍醐怨靈化を取り扱った論としては、大森北義氏『太平記の構想と方法』（明治書院 昭63）、今井正之助氏「後醍醐怨靈譚の機構」（『太平記』 卷二十三「上皇祈精直義病惱之事」を中心に）（『国語国文学報』 平4・三）などがある。

（28）

「清原良賢伝攷—南北朝末室町初期における一鴻儒の事蹟—」

（「能—研究と評論—」 第一六号 昭63・五）

注（22）の著書。

（29） 資料の収集に関して入江昌明氏の助力を得た。記して深謝申し上げる。